

【会議録】

会議名	令和6年度第1回港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和6年9月4日（水）午前10時00分～
開催場所	9階 研修室
委員員	出席者 10名 西山委員長、安田副委員長、富永委員、飯塚委員、吉野委員、鈴木委員、吉川委員、山崎委員、可児委員、芦澤委員 欠席者 0名
事務局	学校教育部学務課 角田係長 前口副係長 笹本
会議次第	1 開会 2 委員の委嘱 3 委員紹介 4 委員長選出 5 事業候補者の選考について （1）事業候補者募集要項について （2）事業候補者選考基準について （3）募集要項応募様式及び仕様書について （4）第一次選考及び第二次選考の審査方法について 6 その他 次回以降の予定について 7 閉会
配付資料	資料1 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会選考委員名簿 資料3 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項（案） 資料3-2 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項（別紙、別添） ※別紙1は資料4、別紙3は資料5として添付しております。 資料3-3 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項様式集 （様式1～8） 資料4 学校給食調理業務委託仕様書 一式 （仕様書、作業基準、安全衛生管理基準、仕様書別表・別紙） 資料4-2 学校給食調理業務委託学校別仕様書 資料4-3 契約条項 資料5 学校給食調理業務委託事業候補者選考基準（案） 資料5-2 配点及び審査について（案） 資料5-3 審査方法について（案） 資料5-3別紙1 第一次審査基準・審査票（委員） 資料5-3別紙2 第一次審査基準・審査票（作業工程表） 資料5-3別紙3 第一次審査基準・審査票（事務局） 資料5-3別紙4 第二次審査基準・審査票 資料6 選考スケジュール（案） 参考資料 プロポーザル資料の変更箇所の概要・新旧対照表

会議の結果及び主要な発言

	1 開会 (事務局より開会の挨拶)
事務局	2 委員の委嘱 (委嘱状は机上にて交付) (事務局より配付資料の確認)
事務局	5 事業候補者の選考について (1) 事業候補者募集要項について (事務局より資料3、資料3-2、資料3-3について説明) (2) 事業候補者選考基準について (事務局より資料5について説明)
事務局	3 委員紹介 (各委員より自己紹介)
事務局	4 委員長選出 資料1第5条2項の規定により、委員長は委員の互選により選出します。
A委員	学校給食に関する栄養指導の幅広い知識をお持ちの西山委員を委員長に推薦します。 (委員一同、異議なし)
委員長	資料1第5条3項の規定により、副委員長は安田委員とします。 (委員一同、異議なし)
	5 事業候補者の選考について (3) 募集要項応募様式及び仕様書について (事務局より資料4、資料4-2、資料4-3について説明)
委員長	質問、意見等ありますか。
A委員	事務局から近年応募する事業者が減少しているとの話がありましたが、参考に昨年の応募状況を教えてください。
事務局	昨年度は小・中学校合わせて4校の募集を行い、1校は2業者から応募がありましたが残りの3校は1事業者のみの応募という状況でございました。

B委員	仕様書の調理従事者数の要件を修正するというのは応募事業者を増やすという意味では大事なことかなと思いますが、修正することで業務の質が下がるということはあってはならないと考えています。その点の事務局の認識を再度ご説明いただけますか。
事務局	<p>まずこの仕様については他自治体周辺自治体にヒアリングし、加えて受託事業者にもヒアリングをしました。</p> <p>その結果、港区の仕様については食数に応じて細分化されており、業務の履行に直接影響がない部分についても制限がかかっていたというの意見としてありました。それを踏まえ改定しており、他自治体と同等に合わせたということを認識していただければと思います。</p> <p>また、事業者から調理従事者数の提案について委員の皆様に提案に応じて評価をいただいて、業者間の差異をその得点に反映していただきたいという意図もございます。</p> <p>必ずこの基準通りに配置するというわけではなく、あくまで最低限の基準になりますので、当然事業者によっては学校の状況を踏まえて正規社員をより多く配置するという提案をしてくる場合もございますし、その場合はより点数に反映されて、その業者が評価されるというふうになると考えております。</p> <p>さらに、事業者によっては履行していくに当たり、例えばベテランのパート職員さんで能力がある人を要件などに縛られずに配置することによって、よりよい調理業務の履行ができるというような意見もございまして、事業者の裁量を持たせて業務履行を実施していただきたいという意図でこのような修正になっております。</p>
C委員	資料3の募集要項を配布している期間が1ヶ月ありますが、質問の受け付けが配布期間の半分ぐらいで締め切りとなっているため、募集要項を把握するのが遅くなった事業者は質問できなくなるのではないのでしょうか。
事務局	期間は港区のプロポーザルガイドラインに則り設定しています。また、質問をいただいて、その回答を募集期間ギリギリに回答してしまうと、それを受けたの提案書の作成など事業者が間に合わないというところで、少なくとも募集締め切りの2週間以上前に質問に対する回答はするというのが考え方としてございます。
B委員	応募事業者を増やす必要性があるのであれば受け付け期限を過ぎての質問の受け付けなどはできても良いのではないでしょうか。
事務局	プロポーザルガイドラインの規定上、質問受付期限以降の質問については一切回答しないということになっております。その理由としましては事業者に対する平等性を担保するというところが一番の理由になっています。
B委員	それでは募集を増やすために、質問の受け付けの日程を伸ばすといったことは考えられないのでしょうか。

事務局	質問の締め切りとその回答日について明確な日数がいつ何月の何日以内という規定は区のガイドラインでは細かくは規定がないため、ご意見を受けて日程を後ろ出しにすることを含めた事務局の案を、会議後に委員長に諮らせていただいて公募したいと思いますがいかがでしょうか。
委員長	本件については、委員長と事務局の協議を行い決定をしたいと思いますがいかがでしょうか。 (委員一同、異議なし)
D委員	募集要項で 23 区内の受託実績がなくなったという点が一点と、先ほどの説明で調理業務従事者の条件がかなり緩和されたという点が二点あるかと思いますが、今までの業務委託の水準を審査の上で担保していくかということと、仕様書だけでどう応募事業者の方々に伝えるのかということを検討する必要があるかなと思います。
事務局	23 区の受託実績の件ですが、参入できる事業者の障壁を取り外したという意味合いで、23 区により多く事業所を持ち、何か不測の事態にフォローアップができるような事業者については、より得点が高くなるものと思っています。事業者の応募状況や提案状況にもよるとは思いますが、23 区で今まで受託していてノウハウがある事業者はより評価される認識でいただければと思います。 仕様書の人員の件ですが、応募事業者が学校の規模等で必要な正社員数を算出した上で、配置を提案していただき、そこでどういった差異が出るかで採点に大きく反映させて、この評価選考をより良いものにさせていただくというのが狙いであります。 このような考え方で給食の質も落とさないで事業者を選考することができると思っております。
E委員	今調理業界は本当に人数が少ないです。しかしながら、安全安心が一番だと思います。学校現場の意見を聞きながら、人数を決めた方が良いのではないかでしょうか。審査するときに、事務局が言ったように、「人数が多ければ、点数が入ります。」だけで良いのかと思いますがいかがでしょうか。
事務局	おっしゃる通り安心安全の部分について人数は確保される必要があります。先ほど申し上げた通り、例えば港南小は 1000 人以上なので、提案の中で当然必要な人員を算定した上で、事業者が提案をしてくるものだと思います。例えばその後、運営していく中で効率化が図れて正社員の人数を減らすという提案が契約期間中にある場合は、学校と学務課双方が、事業者から相談を受けて、問題ないことを確認した上で人員変更が行われるものと思っておりますので、そこについては当然ながら給食調理の安全安心を最優先にするというのは考え方としては変わらないと考えています。 また、先ほどの説明のとおり、今までの提案では仕様書通りの人員の提案とな

	り事業者の人員配置について大きな差が出ておらず、そこで得点の差をつけることができていませんでした。実際契約をした後で、仕様書の人数をしっかりと確保ができずにヘルプを常時入れているような状況の事業者もあり、そこについて実態に合わせて事業者から提案してもらい、その提案内容に対して得点の差をつけていただければと思っております。
F委員	今の事務局の説明ですと、応募を増やさないといけないというのが大前提にあると思うのですが、例えば応募があっても「この人数では」というような事業者ばかりになってしまった場合は、該当なしということになり得るのでしょうか。
事務局	プロポーザルはあくまで事業候補者を選定する委員会になりますので、事業候補者になり得ない事業者しか応募がなかった場合は、候補者なしという可能性はあるかと思います。 基準としましては、1次審査の得点が満点の60%を満たせないような場合です。最終的には委員会での決定になると思いますが、可能性としては候補者なしということはあり得ると思います。
	5 事業候補者の選考について (4) 第一次選考及び第二次選考の審査について (事務局より資料5-2、資料5-3、資料5-3別紙について説明)
委員長	質問、意見等ありますか。
C委員	第2次審査基準審査表は大幅に変わっていると思います。 アレルギー対応についての審査項目はどの箇所になりますでしょうか。
事務局	昨年度までの審査表につきましては本プロポーザルオリジナルのものを使っておりました。食物アレルギーの対応等につきましては、1次審査で評価している部分と2次審査が重複する部分がございまして、ヒアリングで細かい部分は事業者に聞くことになりますが、大枠については基本的には書面審査の部分があり、そこを重複しているというところで、修正を加えたということになります。 修正後は区のガイドライン通り審査項目は5点ということになっています。 このため、具体的に例えば1次審査で回答があり、さらに2次審査で食物アレルギー対応についてご質問いただく場合の相手の対応についての評価は、特段ここにしてくださいというものはありませんが、例えば、1次審査で食物アレルギー対応について何かしらの提案をしているものの、実現性を確認することであれば、実現性の評価に入ってくると思われます。2次審査については、1次審査で評価して、なおかつそれをもとにヒアリングでご質問いただく際に、どう採点するかというところをご検討・ご判断いただければと考えております。

C委員	委員によって点数の場所が変わってくるということでしょうか。
事務局	<p>ヒアリング審査に対する採点表ということで、より今までより抽象的な項目になっております。</p> <p>その意図としましては、プレゼンテーションとヒアリングで応対する事業者の細かい対応力といったところを評価していただきたいというのが、一番大きな趣旨でございます。例えば質問に対する回答が明確であったかどうかとか、理路整然とされているかどうか等、そういったところが2次審査の大きな評価視点になるかなと思っております。その視点をどう持つかは、各委員の方々によってわかれて、かなり裁量の部分が大きいと思います。これらの趣旨をご理解いただき採点をしていただければと考えております。</p>
C委員	審査項目は事務局が言われたように、抽象的になっていると思います。例えば括弧5の「取り組み意欲」が他の4つの項目も「取り組み意欲」ともいえなくないためどこに点数をつければいいのでしょうか。
事務局	<p>プレゼンテーション・ヒアリングに対する審査ということで、各個別具体的な項目に対する審査というよりは、その事業者の説明の対応力や説明内容について評価いただくことが第二次審査の趣旨と考えています。</p> <p>どこに点数を入れていいかわからないというものがもし2次審査時にありましたら、事務局としては採点のフォローアップをさせていただこうと考えております。</p>
G委員	<p>プレゼンテーション力を評価することで、安心安全な給食を提供する業務遂行力であったり、組織力や対応力の評価にならないので、この評価項目がその事業者の給食を提供することの本質の評価には繋がっていないような気がしています。</p> <p>加えて安全な給食をしっかり本質的に審査できるのかが疑問です。プレゼンテーションが上手な人が得点できてしまうのではないかと思うのです。</p>
事務局	<p>委員の方に採点の裁量があるという前提のもとで事務局としての考えを説明させていただきますと、プレゼンテーション力を見るというところではなくて例えば、1次審査で出てきた提案についてより深く聞いて質問をしていただいてその応対を見ていただくという観点が重要と考えています。</p> <p>先ほどのアレルギーの話もそうですし、例えば人員体制の提案についてどういうふうに実現させていくのかというような質問をしていただき、それに対する応対を見ていただくなど、あくまでもプレゼンテーションがうまいところを評価していただくということではないと事務局としては考えています。</p>
A委員	実際に2次審査に臨んでアレルギー対応、細かな懸念事項やそもそもプレゼンテーション力だけで評価されてしまうのではないかという意見があった中で、審査を実施することになるので、一旦次回の選考委員会は2次審査の内容を組

	み立てる中で事務局側でどういう質問項目でどういうストーリーで2次審査に臨むのかという案のようなものを示していただいて望むといった形がよろしいのではないですか。
事務局	次回の選定委員会が1次審査の採点および次の2次審査に向けての議題になりますので、そこでより詳細に案を示させていただければと思います。
F委員	やはり抽象的な感じがするので、質問する側が非常に重要になってくると思います。質問の想定を少ししていただくと、実際にこちらにどう反映すればというのが現実的に見えやすくなると思います。 何もない状態で「2次審査をしてください」となると本当にそれがプレゼンテーションとかヒアリングの上手さにどうしても引っ張られて評価してしまうということになるので、事務局にて想定質問等の案を示していただくようお願いします。
事務局	事務局で案を作成いたします。 (委員一同、異議なし)
C委員	1次審査表の4番のアレルギー括弧4番の審査項目は異物混入食物アレルギーの事故防止法の具体的な取り組みです。 右側の評価の視点の方は食物アレルギーしか入ってないのでしょうか
事務局	ご指摘のとおり、こちらの評価の視点は異物混入も含めた具体的な取り組み内容になりますので修正いたします。
	6 その他 次回以降の予定について (事務局より資料6について説明)
	7 閉会 (閉会の挨拶)